

内部統制システム構築の基本方針

(2015年10月19日取締役会決議)

内部統制システムの整備の状況及びリスク管理体制の整備状況

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 「ゼンショーグループ憲章」を制定し、全役職員による法令・定款及び社内規程の遵守の徹底を図る。
- ② 管理部門は、コンプライアンス（法令遵守）の取り組みを横断的に統括し、その結果を取締役会及び監査役会に報告する。
- ③ 社内のコンプライアンス（法令遵守）上の問題点について従業員が情報提供を行うホットラインを設置する。
- ④ 事業活動全般の業務運営状況を把握し、その内容の適法性及び健全性を確保するため内部監査部門による監査を継続的に行う。

(2) 取締役の職務の執行に係わる情報の保存および管理に関する体制

- ① 取締役の職務執行に係わる情報については、「取締役会規程」「文書管理規程」その他の社内規程の定めるところに従い、適切に保存しかつ管理する。
- ② 取締役及び監査役は、これらの情報を保存・管理及び保全体制の整備が適正に行われていることを確認する。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 「ゼンショーグループリスク管理規程」の定めるところにより、当社の様々なリスクを網羅的かつ適切に認識し、管理すべきリスクの選定を行い、管理担当部門を定め、リスク管理体制の整備・充実を図る。また、予期せぬリスクが発生することを十分認識し、新たに生じた重大なリスクについては、取締役会または代表取締役が、すみやかにリスク管理担当部門を選定し、迅速かつ適切に対応する。
- ② 前項に基づくリスク管理体制を統括的に管理する為にリスク管理担当部門が、リスク対策実施状況の点検を行い、その有効性を確保する。
- ③ 「食の安全・安心」「コンプライアンス」「情報セキュリティ」に係るリスク及びその他の選定されたリスクは、あらかじめ管理担当部門がリスク対策を策定する。また、リスクが顕在化した場合、管理担当部門は迅速かつ適切な対応を行い、結果をリスク管理担当部門に報告する。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 中期経営計画及び年度経営計画を定め、会社として達成すべき目標を明確にし、達成度の評価・計画の見直しを定期的に行う。
- ② 意思決定プロセスの簡素化等により意思決定の迅速化を図るとともに、日々変化する経営環境に迅速に対応するため、経営会議を原則毎月1回定期的に開催し、業務運営上の課題や問題点を客観的に分析、把握するとともに、常に的確な方向性を確立するものとする。
- ③ 迅速な判断や意思決定を行えるよう、日次・月次・四半期業績管理を徹底し、目標の進捗状況を明確にする。

(5) 当社及び親会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 「ゼンショーグループ憲章」は、当社の全役職員が法令及び定款を遵守した行動をとるための行動規範とする。
- ② 当社は、ゼンショーグループ全体の視点から業務の適正を確保するための体制を整備するとともに、「グループ会社管理規程」に基づく管理を行う。また、グループ会社統括管理部門に対し定期的または、随時整備状況の報告を行う。

(6) 財務報告の信頼性を確保するための体制

- ① 財務報告の信頼性を確保することが、信用の維持・向上に必要不可欠であることを認識し、財務報告に係る内部統制活動の重要性を社内全体に徹底する。
- ② 「財務報告に係る内部統制についての評価計画書」を年度単位で作成し、財務報告における内部統制の整備を進める。

- ③ 財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況については、内部統制評価責任部門が、当社の財務報告の信頼性を確保するため、業務運営の適切性を検証する。
- (7) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する当社の取締役からの独立性および指示の実効性の確保に関する事項
- ① 監査役を補助すべき使用人として、監査役監査の職務の実効性の確保の観点から必要な人員を選任し、体制の充実に図る。
 - ② 監査役の補助使用人が監査役から特定の命令を受けた場合は、当該補助使用人は当該命令に関して、取締役の指揮命令を受けない。
 - ③ 監査役の補助使用人の人事異動・人事評価・懲戒に関しては、全監査役の事前の同意を要する。
- (8) 取締役および使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
- ① 取締役は、当社及びグループに重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、コンプライアンスホットラインへの通報状況等を、監査役または監査役会に速やかに報告する。
 - ② 前項の当社及びグループに重大な影響を及ぼす事項を発見した使用人は、監査役または監査役会に直接報告することができ、この報告は「内部通報規程」に準拠して対応する。
 - ③ 内部監査部門は、監査計画、監査結果等の相互開示により監査役との情報の共有化と効率化を図る。
- (9) 監査役の職務執行について生じる費用の前払い又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
- 監査役の職務の執行に必要な費用は、監査役があらかじめ適正に予算措置するとともに、予算措置時に想定していなかった事由のために発生した費用についても、当社がこれを負担する。
- (10) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ① 代表取締役は、監査役と定期的に会合を持ち、会社が対処すべき課題、監査役監査の環境整備状況、監査上の重要課題等について意見交換を行う。
 - ② 監査役会に対して、独自に専門の弁護士や会計士を雇用し、監査業務に関する助言を受ける機会を保障する。
 - ③ 監査役は必要に応じていつでも、取締役及び使用人に対し報告を求め、重要な会議に出席し、書類の閲覧をすることができる。

反社会的勢力排除に向けた整備状況

- ① 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社は反社会的勢力との関係を持たない。また反社会的勢力の不当な要求には毅然とした態度で臨み、金銭その他の経済的利益の提供を行わない。
- ② 反社会的勢力排除に向けた整備状況
 - (イ) 当社は、「ゼンショーグループ憲章」に基づき、企業倫理の浸透を図ると共に、コンプライアンスを実現するため、「コンプライアンス規程」を定め、「反社会的勢力の排除」について具体的行動指針を示す。
 - (ロ) なお、「ゼンショーグループ憲章」ならびに「コンプライアンス規程」については、全社員に対し、入社時または定期的な研修を通じて周知・徹底を図る。
 - (ハ) 更に反社会的勢力への対応は、個人や部署を孤立させぬよう、コンプライアンス委員が警察や弁護士等外部専門機関と連携して対応する体制を構築する。